

令和元年度第1回多良木町議会(5月会議)

招 集 年 月 日	令和元年 5月13日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令 和 元 年 5 月 1 3 日		午 前 1 0 時 0 0 分	
開 閉 宣 告	散	会	令 和 元 年 5 月 1 3 日		午 後 3 時 5 5 分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高 橋 裕 子	7	○	源 嶋 た ま み
	2	○	中 村 正 徳	8	○	豊 永 好 人
	3	○	林 田 俊 策	9	○	久 保 田 武 治
	4	○	坂 口 幸 法	10	○	宇 佐 信 行
	5	○	村 山 昇	11	○	猪 原 清
	6	○	魚 住 憲 一	12	○	落 合 健 治
会議録署名議員	3番		林 田 俊 策	12番		落 合 健 治
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長		仲 川 広 人	議 事 参 事		山 本 美 和
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	教 育 振 興 課 長	今 井 一 久		
	副 町 長	島 田 保 信	教 育 振 興 課	大 森 博 範		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	健 康 ・ 保 険 課 長	東 健 一 郎		
	会 計 管 理 者		健 康 ・ 保 険 課	那 須 研 太 郎		
	総 務 課 長	前 田 和 博	町 民 福 祉 課 長	黒 木 庄 一 朗		
	総 務 課 主 幹	新 堀 英 治	町 民 福 祉 課	長 田 憲 士		
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博	子 ども 対 策 課 長	小 田 章 一		
	企 画 観 光 課	村 上 大 輔	子 ども 対 策 課	吉 地 美 紀		
	税 務 課 長	平 川 博	環 境 整 備 課 長	久 保 日 出 信		
	税 務 課	林 田 浩 之	環 境 整 備 課	佐 々 木 英 人		
	農 委 事 務 局 長	大 石 浩 文	農 林 課 長	水 田 寛 明		
	会 計 室	上 村 由 美 子	農 林 課	竹 下 政 孝		

会 議 に 付 し た 事 件

報告第1号	多良木町税条例等の一部を改正する条例
報告第2号	多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
報告第3号	多良木町介護保険条例の一部を改正する条例
報告第4号	平成30年度多良木町一般会計補正予算（第7号）
報告第5号	平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）
報告第6号	平成30年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第1号	多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて
同意第1号	監査委員の選任について 上球磨消防組合議会議員の選出について 仮議席の指定について 常任委員会委員の選任について 球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選出について 議長の選挙について 議席の指定について 議会広報調査対策特別委員会委員の選任について 会議録署名議員の指名について（会議規則第126条） 副議長の選挙について 議会運営委員会委員の選任について 人吉球磨広域行政組合議会議員の選出について
発議第1号	多良木町議会広報調査対策特別委員会設置に関する決議について 多良木町議会議員の派遣について

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○**議会事務局長（仲川広人君）** 事務局長の仲川でございます。本会議は一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員のうち年長の村山昇議員をご紹介します。

それでは、村山臨時議長は議長席にお着き願います。

○**臨時議長（村山昇君）** おはようございます。ただいまご紹介いただきました村山昇でございます。地方自治法第 107 条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

なお、説明員の会計管理者、小林昭洋君から欠席届が出ております。その他は全員出席でございます。

ただいまから、令和元年度第 1 回多良木町議会（5 月会議）を開きます。

これから、本日の会議を開きます。本日は、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

ここで日程に入ります前に町長からあいさつ並びに執行部の紹介をしていただきたいと思いますと申出がっておりますので、これを許可いたします。

町長吉瀬浩一郎君。

○**町長（吉瀬 浩一郎君）** おはようございます。多良木町長をさせていただきます、吉瀬浩一郎と申します。今後お見知り置きいただきまして、どうぞよろしくお願いたします。

さて、今般、第 19 回統一地方選挙の多良木町議会議員選挙におきまして、議員の皆様方は、住民の皆様を選良として負託を受けられ、これからの 4 年間、住民の皆様の大いなる期待と信任のもと、多良木町議会議員として議会活動に専念されることになりました。誠におめでとうございます。この場をお借りいたしまして、心よりお祝いを申し上げる次第です。今後は住民の皆様を負託にこたえるべく、縦横に議会活動にご専念されますことを心からご期待申し上げます。

常々、議会の皆様と私たち執行部は、車の両輪に例えられておりますが、もとより町政におきましては、議会の皆様と私たち執行部は、互いに知恵を出し合い、建設的な論議を重ねる中で、住民の皆様福祉の向上のために、一致協力していかなければならないと考えております。なかんずく進む少子高齢化と人口減少社会のただ中で、私たちの住んでいるこの町をしっかりと維持していくためにはどうしたらいいのか、住んでいる私たちが、この町で希望と生きがいを持って、充実した生活を送っていくためにはどうしたらいいのかを真剣に考えていく必要があるのではないかと考えております。

本日より多良木町の町政発展のために、議会の皆様とご一緒に、共に町政に携わり、仕事をさせていただくことを心からの喜びとしつつ、我が身の誇りといたしますと同時に、大変心強く思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にめでとうございます。

○**臨時議長（村山昇君）** 副町長。

○**副町長（島田保信君）** おはようございます。自己紹介ですけども、副町長を拝命しております島田保信と申します。年齢は 61 歳でございます。3 年目を迎えております。前職は熊本県庁の方で行政職をしております、3 年早め退職しまして副町長として就任しております。湯前町出身ですが、現在、多良木町の方で単身赴任中でございます。

私としましては副町長として、多良木の住民の方々がきらきらした笑顔でですね、生活できていければということを中心に刻みまして、行政に取り組んでるところでございます。

今後ともよろしくお願ひします。

○臨時議長(村山昇君) 佐藤教育長。

○教育長(佐藤邦壽君) おはようございます。教育長の佐藤でございます。今年度で3年目になります。

今年度も多良木町の教育の充実発展のために尽力してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○臨時議長(村山昇君) ありがとうございます。

次に、総務課長ほか執行部職員の自己紹介のため暫時休憩いたします。

(午前10時6分休憩)

(午前10時10分開議)

○臨時議長(村山昇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の紹介が終わりました。次に、議員におかれましても簡単に自己紹介をお願ひいたします。

ただいま着席されている1番議員から順次自席にてお願ひいたします。

○1番(中村正徳君) 久米出身の中村正徳と申します。

6期目でございます。よろしくお願ひいたします。

○2番(林田俊策君) 2番議員の林田俊策と申します。

いつの間にか古株の議員となりました。これが古狸と呼ばれないように頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○3番(坂口幸法君) おはようございます。多良木町の8-1出身の坂口でございます。

町政の発展のため、まい進していく所存でございます。今後ともよろしくお願ひします。

○4番(高橋裕子さん) おはようございます。多良木町里の城出身の3期目高橋裕子と申します。

皆様とともに両輪として頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○6番(魚住憲一君) おはようございます。黒肥地出身の魚住憲一です。

3期目です。どうぞよろしくお願ひします。

○7番(源嶋たまみさん) おはようございます。5区の1の源嶋たまみです。

3期目になります。どうぞよろしくお願ひします。

○8番(豊永好人君) おはようございます。多良木町多良木の豊永好人でございます。

2期目でございます。皆さんでがんばりましょう。

○9番(久保田 武治君) おはようございます。多良木町馬門の久保田武治でございます。

町民こそ主人公の立場で、力を尽くしていきたいと思っております。

○10番(宇佐信行君) おはようございます。多良木町久米出身の宇佐信行と申します。

2期目でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○11番(猪原清君) おはようございます。多良木町の2-1の猪原清です。

新人ですのでこれからまた勉強することも多いんですが、ご指導ご鞭撻よろしくお願ひします。

○12番(落合健治君) おはようございます。落合健治です8-1です。

右も左もわからないところがありますので、とりあえず皆さんのいろいろ意見を聞いて勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○5番(村山昇君) ありがとうございます。最後に、私、多良木町多良木古多良木で農業をしております、村山昇でございます。

3期目です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、日程に従って、議事を進めてまいります。

日程第1 「仮議席の指定について」

- 臨時議長（村山昇君） 日程第1、仮議席の指定を行います。
お諮りします。
仮議席はただいま着席の議席にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 臨時議長（村山昇君） 異議なしと認めます。
それでは、ただいま着席の議席番号と氏名を事務局長が呼び上げます。
事務局長。
- 議会事務局長（仲川広人君） それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。
1 番中村正徳議員、2 番林田俊策議員、3 番坂口幸法議員、4 番高橋裕子議員、5 番村山昇議員、6 番魚住憲一議員、7 番源嶋たまみ議員、8 番豊永好人議員、9 番久保田武治議員、10 番宇佐信行議員、11 番猪原清議員、12 番落合健治議員。
以上でございます。
- 5 番（村山昇君） ただいま呼び上げました議席を仮議席といたして指定いたします。

日程第2 「議長の選挙について」

- 臨時議長（村山昇君） 次に、日程第2、議長の選挙を行います。
お諮りします。
選挙は投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 臨時議長（村山昇君） 異議なしと認めます。
したがって、選挙は投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。
（議場閉鎖）
- 臨時議長（村山昇君） ただいまの出席議員は12名です。次に、立会人を指名いたします。多良木町議会会議規則第31条第2項の規定によって立会人に、7番源嶋たまみさん、8番豊永好人君を指名いたします。
念のため申し上げます。
投票は単記無記名です。白票及び他事を記載したものは無効といたします。
法定得票数は、公職選挙法の規定により、有効投票数を定数の1で除した数の4分の1以上とされています。
それでは、投票用紙を配ります。
（投票用紙配付）
- 臨時議長（村山昇君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 臨時議長（村山昇君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。
- 臨時議長（村山昇君） 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
念のため再度申し上げます。
投票は単記無記名です。投票用紙に氏名1人のみを記入願います。
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○**議会事務局長（仲川広人君）** それでは点呼いたします。

1 番中村議員、2 番林田議員、3 番坂口議員、4 番高橋議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員、5 番村山議員です。

○**臨時議長（村山昇君）** 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**臨時議長（村山昇君）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは開票を行います。7 番源嶋たまみさん、8 番豊永好人君開票の立ち会いをお願いいたします。

○**臨時議長（村山昇君）** 開票事務が終了をいたしましたので、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 8 票、無効投票 4 票。

有効投票のうち、4 番高橋裕子さん 7 票、9 番久保田武治君 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。

したがって、4 番高橋裕さんが議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○**臨時議長（村山昇君）** ただいま議長に当選された 4 番高橋裕さんが議場におられます。

多良木町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長に当選されました、4 番高橋裕子さんより就任に当たってのごあいさつをいただきたいと思えます。

4 番高橋裕子さん。

○**議長（高橋裕子さん）** ただいま議長にご推挙いただきました高橋裕子でございます。議長就任に当たりまして一言ごあいさつをさせていただきます。

このたび、不肖私、議員の皆様方のご推挙をいただき、多良木町議会第 18 代議長の要職に就任させていただくことになりましたことは、身に余る光栄でありまして、この責任の重さに身の引き締まる思いであります。

私は 2 期 6 年と議員経験も浅く、また浅学非才でありまして、その器でないことは自分が 1 番よく承知しておりますが、ここに皆様のご推挙を受けました上は、身を挺して、このご厚情に対しお報いするよう覚悟を新たにしているところであります。

これまで私は住民主体のまちづくりを掲げてまいりました。今後も住民代表としての議会のあり方を問い、真摯に住民と向き合い、意見をくみ上げるための対話を重視し、執行部ともしっかりと協議を重ねていく所存であります。

本町の課題に正面から向き合うためには、町全体が心を一つにし、実効性ある施策に取り組んでいくことが必要でありますので、町民の皆様の声を十分に反映しながら、町との協力体制のもと、2 元代表制の一翼を担う議決機関として、しっかりとその役目を果たしていかなければならないと考えております。

議会運営につきましては、議会運営委員会の意見を尊重しながら、不偏不党、公平無私を旨とし、言論の府としての議会が円満に運営されますよう、誠心誠意努力する所存であります。議員各位におかれましては、今後、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

理事者の皆様に申し上げます。我々議会といたしましては、いたずらに摩擦を起こすことは避けなければなりません、だからといって安易な妥協が許されるものではありません。多様化する住民のニーズにこたえるよう、執行機関と議会が一体となって、本町の発展と住

民福祉の向上を目指し、職責を全うする覚悟でありますので、重ねて皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げて、就任のあいさつといたします。ありがとうございました。

○臨時議長（村山昇君） それでは、高橋議長は議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。お世話になりました。

○議長（高橋裕子さん） 改めまして、議長の高橋です。よろしくようお願い申し上げます。ここで資料配付のため暫時休憩いたします。

（午前 10 時 31 分休憩）

（午前 10 時 32 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日のこれからの会議はお手元に配付いたしました追加議事日程表のとおり、議事を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程表のとおり進めてまいります。

追加日程第 1 「副議長の選挙について」

○議長（高橋裕子さん） それでは、追加日程第 1、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙は投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は 12 人です。次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に 6 番魚住憲一さん、9 番久保田武治さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。白票及び他事を記載したものは無効といたします。

法定得票数は、公職選挙法の規定により、有効得票数を定数の 1 で除した数の 4 分の 1 以上とされています。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（高橋裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため、再度申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に氏名 1 名のみを記入願います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長（仲川広人君） それでは点呼いたします。

1 番中村議員、2 番林田議員、3 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員、4 番高橋議員です。

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。6 番魚住憲一さん、9 番久保田武治さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 開票事務が終了いたしましたので選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票。有効投票 8 票、無効投票 4 票です。

有効投票のうち、1 番中村正徳さん 7 票、9 番久保田武治さん 1 票。

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。

したがって、1 番中村正徳さんが副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（高橋裕子さん） ただいま副議長に当選されました 1 番中村正徳さんが議場におられます。

多良木町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

副議長に当選されました 1 番中村正徳さんより就任に当たってのごあいさつをいただきたいと思ひます。

1 番中村正徳さん。

○1 番（中村正徳君） ただいま、副議長選挙におきまして、議員の皆様方のご支持をいただき、副議長の要職に就任をさせていただくことになりました中村正徳でございます。

身に余る光栄と感謝を申し上げますとともに、責任の重大さを痛感いたしております。浅学非才の身ではありますが、議会制民主主義のもと、合議制を貫くために、中立の立場から、議長に対しても是々非々の態度で臨みたいと思ひます。

今般、多良木町におきましては、初めての女性議長の誕生でございますので、これまでとは違う目線での議会運営に女性としてしなやかなきめ細やかな感性で山積する諸問題に対し望まれるものと大いに期待をいたし、私も微力ではございますが、職責全うのため全力で取り組ませていただきます。

皆様方のさらなるご指導とご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、就任のあいさつと御礼にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋裕子さん） これで副議長の選挙を終わります。

追加日程第 2 「議席の指定について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第 2、議席の指定を行います。

議席は多良木町議会会議規則第 3 条第 1 項の規定によって、議長において指定いたしますが、多良木町議会運営に関する申し合わせにより、1 番議席は議長、2 番議席は副議長とし、他の議席は抽せん等により決定したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

ここで抽せんなどのための暫時休憩をいたします。

この後の会議は午後 2 時から始めます。議員の皆様は委員会室にお願いいたします。

(午前 10 時 46 分休憩)

(午後 2 時 00 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議席の指定につきましては、お手元に配付いたしました議席表のとおり指定いたします。

議席番号と議員の氏名を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（仲川広人君） それでは、朗読いたします。

1 番高橋裕子議員、2 番中村正徳議員、3 番林田俊策議員、4 番坂口幸法議員、5 番村山昇議員、6 番魚住憲一議員、7 番源嶋たまみ議員、8 番豊永好人議員、9 番久保田武治議員、10 番宇佐信行議員、11 番猪原清議員、12 番落合健治議員。

以上でございます。

追加日程第 3 「会議録署名議員の指名について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、3 番林田俊策さん、12 番落合健治さんの両名を指名いたします。

追加日程第 4 「発議第 1 号」 多良木町議会広報調査対策特別委員会設置に関する決議について

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第 4、発議第 1 号、多良木町議会広報調査対策特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。3 番林田俊策さん。

○3 番（林田俊策君） 発議第 1 号、令和元年 5 月 13 日、多良木町議会議長 高橋裕子様。

提出者 議会議員 林田俊策、賛成者 議会議員 源嶋たまみ、賛成者 議会議員 中村正徳、賛成者 議会議員 坂口幸法、賛成者 議会議員 猪原清、賛成者 議会議員 落合健治。

多良木町議会広報調査特別対策特別委員会設置に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり多良木町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

提出の理由。

多良木町議会基本条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の趣旨に鑑み、町民に対する議会活動等の情報発信元である議会広報の充実が図られるよう、特別委員会を設置するものである。

裏面をご覧ください。

多良木町議会広報調査特別委員会設置に関する決議案。

次のとおり、多良木町議会広報調査対策特別委員会を設置するものとする。

記、1、名称 多良木町議会広報調査対策特別委員会。

2、設置の根拠 地方自治法第 109 条及び多良木町議会委員会条例第 5 条。

3、目的 議会広報の発行及び調査。

4、委員の定数 6 名、各常任委員会から 3 名選出するものとする。

以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について、決議案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、林田俊策さん他、5名から提出されました発議第1号、多良木町議会広報調査対策特別委員会設置に関する決議については、決議案のとおり可決されました。

追加日程第5 「常任委員会委員の選任について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第5、常任委員会委員の選任について、追加日程第6、議会運営委員会委員の選任について及び追加日程第7、議会広報調査対策特別委員会委員の選任については関連がありますので、多良木町議会会議規則第36条の規定によって、一括議題といたします。

お諮りいたします。

追加日程第5、常任委員会委員の選任については、多良木町議会委員会条例第6条第2項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会委員に2番中村正徳さん、5番村山昇さん、6番魚住憲一さん、7番源嶋たまみさん、10番宇佐信行さん、11番猪原清さんの6人を。

厚生環境文教常任委員会委員に1番高橋裕子さん、3番林田俊策さん、4番坂口幸法さん、8番豊永好人さん、9番久保田武治さん、12番落合健治さんの6人を選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ここで各常任委員会の委員長、副委員長の互選、議会運営委員会委員の選出及び議会広報調査対策特別委員会委員の選出を各常任委員会で行っていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、これから各常任委員会の委員長、副委員長の互選、議会運営委員会委員の選出及び議会広報調査対策特別委員会委員の選出を各常任委員会で行っていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

（午後2時4分休憩）

（午後2時6分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、私の方から報告いたします。

総務産業常任委員会委員長に10番宇佐信行さん、副委員長に7番源嶋たまみさん。

厚生環境文教常任委員会委員長に3番林田俊策さん、副委員長に8番豊永好人さん。

以上のとおり互選されましたので報告いたします。

追加日程第6 「議会運営委員会委員の選任について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。
お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、多良木町議会委員会条例第6条第2項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員に3番林田俊策さん、5番村山昇さん、7番源嶋たまみさん、8番豊永好人さん、10番宇佐信行さん、12番落合健治さんの6人を選任することに決定いたしました。

追加日程第7 「議会広報調査対策特別委員会委員の選任について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第7、議会広報調査対策特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会広報調査対策特別委員会委員の選任については、多良木町議会委員会条例第5条第3項の規定により、お手元に配付しましたが、名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報調査対策特別委員会委員に2番中村正徳さん、3番林田俊策さん、4番坂口幸法さん、7番源嶋たまみさん、11番猪原清さん、12番落合健治さんの6人を選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。ここで議会運営委員会及び議会広報調査対策特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、これから議会運営委員会及び議会広報調査対策特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきます。

ここで暫時休憩いたします。議運と広報は退室をお願いいたします。

（午後2時9分休憩）

（午後2時11分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会及び議会広報調査対策特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、私の方から報告いたします。

議会運営委員会委員長に5番村山昇さん、副委員長に3番林田俊策さん。

議会広報調査対策特別委員会委員長に3番林田俊策さん、副委員長に7番源嶋たまみさん。

以上のとおり互選されましたので報告いたします。

それではここで各委員長より就任のごあいさつをいただきたいと思いますが。

初めに総務産業常任委員会委員長10番宇佐信行さん。

○10番（宇佐信行君） 一言あいさつを申し上げます。

このたび、各委員の各協力のもと支援により、総務常任委員長を推薦いただきまして誠にありがとうございます。

私どもの町は、日本のこころのふるさとというべき国民共有の財産としての農山村漁村を守り、食料の供給や水資源の確保、国土の保存といった国民の生活を支える重要な役割を担ってまいりました。

地域経済の活性化により、都市と農村漁村が共存共栄そして、共生できる社会を創造することは、人口減少時代に突入する日本の活力を維持するためにも最も大切であると思います。今後とも自信を持って、取り組んでまいる所存でございます。

どうか委員の皆様方におかれましても、ご支援、ご協力をいただき、ご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 次に、厚生環境文教常任委員会委員長 3 番林田俊策さん。

○3番（林田俊策君） 一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、委員各位の互選によりまして、厚生環境文教委員長に就任することとなりました。身に余る光栄と存ずるとともにその職責の重さ重大さを痛感しているところでございます。

そもそも私は、1期2期3期と総務畑を歩んでまいりましたけども、4期5期はこの委員会を歩くこととなりました。どうか委員の皆様方におかれましても何とぞご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。就任のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 次に、議会運営委員会委員長、5 番村山昇さん。

○5番（村山昇君） 一言ごあいさつ申し上げます。

不肖私が、皆様のご指名によりまして議会運営委員長に就任することになりましたことは大変光栄に存じますとともに、その重責に身の引き締まる思いをいたしております。

議会運営委員会は、ほかの常任委員会や特別委員会とは異なった性格の委員会であります。だからといって責任がないかといえばそうではありません。議会運営の通り道に当たるだけに議会としての機能を十分に果たすか、言論の府としての議会になり得るかは、議会運営委員会の責任に期するところが大きであると考えております。

議会という場合は、最後は数で決着をつける場です。しかし、議会運営委員会は案件の可否を決する場ではなく、議会運営の方法、手段を論ずる場です。話し合いは必ず一致点が見出せるものと確信しておりますので、数で決めるということは絶対に避けたいと考えております。

議会運営委員会で一致しない結論であれば、本会議においても納得されないし、協力も願えないだろうと存じますので、議会運営委員会で一致した結論を得るために、話し合いを重ねる中に、互譲の精神を当然であります。

こうした考え方に基づいて、議会運営委員会を運営してまいりたいと考えておりますので、非才な委員長にご支援とご協力をくださるよう切にお願いをいたしまして、委員長の就任のあいさつといたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 次に、議会広報調査対策特別委員会委員長、3 番林田俊策さん。

○3番（林田俊策君） このたび、議会広報調査対策特別委員会の委員長を仰せつかりました。

委員長の要職を十分果たすことができるか、心配ではありますが、広報での初当選以来これまで14年間の経験を生かし、斬新な紙面づくりに努めてまいりたいと思っております。

議会広報は、私から申し上げるまでもなく、住民と議会を結ぶパイプとして重要な役割を持っております。議会を傍聴に来られない住民のため、議会審議の内容をつぶさにしかもより早くお知らせすることが、本特別委員会の使命であると思います。住民に読まれ、親しまれる広報づくりに一層努力してまいる所存であります。

委員各位には議論を深め、よりよい議会広報づくりとご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任のあいさつとさせていただきます。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 以上で、各委員長からの就任あいさつを終わります。

追加日程第8 「球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選出について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第8、球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選出について、追加日程第9、人吉球磨広域行政組合議会議員の選出について、及び、追加日程第10、上球磨消防組合議会議員の選出については関連がありますので、多良木町議会会議規則第36条の規定によって、一括議題といたします。

お諮りします。

追加日程第8から追加日程第10までの議員の選出の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第8から追加日程第10までの議員の選出方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

追加日程第8から追加日程第10までの指名の方法については、議長が指名することにしたと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

○議長（高橋裕子さん） それでは、追加日程第8、球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選出については、2番中村正徳さん、3番林田俊策さん、7番源嶋たまみさん、8番豊永好人さん、9番久保田武治さんの5人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しましたとおり、選出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第8、球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選出については、ただいま指名しましたとおり選出することに決定いたしました。

追加日程第9 「人吉球磨広域行政組合議会議員の選出について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第9、人吉球磨広域行政組合議会議員の選出については、5番村山昇さん、6番魚住憲一さん、12番落合健治さんの3人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しましたとおり選出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第9、人吉球磨広域行政組合議会議員の選出については、ただいま指名しましたとおり選出することに決定いたしました。

追加日程第 10 「上球磨消防組合議会議員の選出について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第 10、上球磨消防組合議会議員の選出については、10 番宇佐信行さん、11 番猪原清さんの 2 人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しましたとおり選出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第 10、上球磨消防組合議会議員の選出については、ただいま指名しましたとおり選出することに決定いたしました。

以上で一部事務組合議員の選出を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 次に、町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは私の方から、令和元年度第 1 回多良木町議会 5 月会議の提案理由をご説明をさせていただきます。

今回、審議をお願いいたしますのは、報告第 1 号として多良木町税条例の一部を改正する条例、報告第 2 号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例、及び報告第 3 号、介護保険条例の一部を改正する条例等の条例改正に関します専決処分の報告が計 3 件、合わせまして平成 30 年度一般会計補正予算(第 7 号)ほか国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)、後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)などの補正予算が計 3 件、合計 6 件の報告でございます。

また、条例等といたしまして、議案第 1 号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて。

人事案件といたしまして、同意第 1 号、監査委員の選任について。

以上 8 件のご審議をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明をいたしますので、付議事件につきまして承認ご可決をいただきますようによろしくお願いいたします。私からの提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、追加日程第 11、報告第 1 号から、追加日程第 16、報告第 6 号まで、専決処分の報告を行います。

追加日程第 11 「報告第 1 号」 多良木町税条例等の一部を改正する条例

○議長（高橋裕子さん） それでは、追加日程第 11、報告第 1 号、多良木町税条例等の一部改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。平川税務課長。

○税務課長（平川 博君） 報告第 1 号、専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により、専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

専決処分書の写しをご覧ください。

専決処分第 3 号、1、専決処分した事件、多良木町税条例等の一部を改正する条例、2、専決処分の理由、平成 31 年 3 月 29 日に地方税法等の一部を改正する法律(平成 31 年法律第 2 号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成 31 年政令第 87 号)、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税施行規則の一部を改正する省令(平成 31 年総務省令第 38 号)及び地方税法

施行規則等の一部を改正する省令(平成31年総務省令第39号)がそれぞれ公布され、原則として平成31年4月1日から施行されることに伴い、多良木町税条例等の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第7号の規定により専決処分するものでございます。

今回の主な改正点につきましてご説明申し上げます。

今回の主な改正点につきましては、個人の町民税の住宅借入等特別税額控除につきまして、その適用を平成45年度分の個人の町民税まで延長することとしたものによる改正、それから、河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築された家屋について、固定資産税減額の適用を規定した改正、平成28年熊本地震により滅失または損壊した家屋の敷地のように供されていた土地で要件を満たすものに限り、固定資産税の課税標準の特例を適用するための改正、軽自動車の税率及び環境性能割の税率の特例についての改正、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けるための申告にかかる改正、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人等である特定法人が地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することを義務化されたことによる改正等ございまして、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第7号の規定により、平成31年4月1日施行分について専決処分したものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。1ページから第1条による改正でございます。附則第7条の3の2、こちらが改正前、平成43年度から平成45年度への変更につきましては、租税特別措置法第41条、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び第41条の2の2、年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、法附則第5条の4の2第5項の改正により、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合であって、居住年から10年目に該当する年以後、居住年から12年目に該当する年まで住宅借入等特別税額控除の適用要件が規定されたことにより、平成43年度までの適用を平成45年度と2年延長の改正をするものでございます。

同条第2項につきましては住宅借入金等特別税額控除の適用について納税通知書が送達されるまで提出された申告書に係る住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすることとされたことにより削除するものでございます。

2ページをお開けください。2ページの第2項につきましては、改正前の第2項が削除されたことにより、項を繰り上げ字句改正を行うものでございます。

2ページから4ページまでの附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、法附則第15条第16項の次に、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に関する割合を新たに17項として追加したため、18項以下、条例で定めた項を1項ずつ繰り下げるものでございます。

それから飛びまして、5ページをご覧ください。5ページの附則第10条の3第6項につきましては、河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が固定資産税の税額の適用を受けようとするものが移転補償金を受けたことを証する書類を新たに規定したものでございます。第5項の次に、新たな項を加えたことにより、第6項を第7項とし、以下8ページの第13項まで1項ずつ繰り下げを行うとともに、附則第12条関係の規定の整備字句改正を行うものでございます。

次に8ページをご覧ください。8ページから10ページまでの附則第10条の4につきましては、平成28年熊本地震により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で、平成28年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けた者のうち、家屋または構築物の敷地のように供されている土地以外の全部または一部について、

平成 31 年度または平成 32 年度に係る賦課期日において住宅用地として利用できないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして固定資産税または都市計画税の課税標準の特例措置等の規定を適用するため、申告書に関する規定の整備を行うものでございます。

次に、11 ページをご覧ください。11 ページから 16 ページの附則第 16 条及び附則第 16 条の 2 につきましては、軽自動車税の税率の特例及び賦課徴収の特例に関する規定でございまして、平成 29 年 3 月改正で追加いたしました第 5 項から第 7 項を現行の第 2 項から第 4 項に含めて、規定の整備を行うものでございます。

続きまして 16 ページをお開けください。16 ページと 17 ページの附則第 22 条第 3 項と第 4 項につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例を受けようとするべきとするものが、すべき申告等を規定した法附則第 56 条の改正による規定の整備、一部改正を行うものでございます。次に、17 ページの下段の方にはございますけれども、下段から 18 ページの、これは第 2 条に係る改正でございまして、こちらにつきましては、軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきまして、附則第 15 条の 2 第 2 項で自家用の軽自動車に対する税率を 100 分の 2 とする規定に当分の間を追記するとともに、種類別の根拠法令の規定の整備を行うものでございます。

続きまして 19 ページをご覧ください。19 ページから第 3 条による改正でございまして、法人の町民税の申告納付に関する規定を定めた税条例第 48 条につきまして、法第 321 条の 8 改正により、改正前は 3 項を追加しておりましたけれども、それを 8 項追加とし、第 17 項まで規定の整備、一部改正を行うものでございます。この改正につきましては、資本金の額または出資金の額が 1 億円を超える法人等である特定法人が地方税関係で手続用電子情報処理組織を使用することを義務化する法第 321 条の 8 改正により規定の整備を行う改正でございまして。

次に 22 ページをご覧ください。22 ページ附則第 1 条及び第 2 条につきましては、税条例第 48 条改正で、改正前は 3 項を追加していたものを 8 項追加としたことにより、附則で規定する、施行期日及び町民税に関する経過措置の項規定の整備を行うものでございます。

最後に、23 ページでございまして、23 ページ附則第 1 条で施行期日を平成 31 年 4 月 1 日施行とし、第 2 条から第 4 条で町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めたものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第 1 号、多良木町税条例の一部を改正する条例の報告を終わります。

追加日程第 12 「報告第 2 号」 多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第 12、報告第 2 号、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、報告第 2 号、専決処分書の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分の処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により、専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

1 枚開けていただきまして、専決処分書の写しでございまして。

専決処分第 4 号。1、専決処分した事件、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、2、専決処分の理由、平成 31 年 3 月 29 日に、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令、及び、地方税法施行規則等の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、原則として平成 31 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 7 号の規定により専決処分したものでございます。

1 枚開けていただきまして次のページでございますが、改正条例の改め文を付けております。今回の改正につきましては、高所得者に対する国民健康保険税負担限度額の引き上げを行うこと、及び、一定所得以下の場合には減額制度がございますが、その基準額の引き上げを行い、減額対象者を拡大するものでございます。

内容につきましては、次のページの新旧対照表の方で説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

まず、課税額、第 2 条でございますが、第 2 項ただし書きの下線部、58 万円を 61 万円とするものでございますが、これは国民健康保険税の負担限度額のうち、基礎課税部分を 3 万円引き上げるものでございます。ちなみに、改正後の基礎課税分と後期高齢者支援金等課税分と介護納付金課税分を合わせた負担限度額は 96 万円となるものでございます。

次に、第 23 条でございますが、国民健康保険税の減額でございます。先ほどの第 2 条第 2 項の改正に関連しまして、下線部を同じく 58 万円を 61 万円とするものでございます。

次のページになりますが、第 2 号及び第 3 号の下線部では、それぞれ 27 万 5000 円を 28 万円に、50 万円を 51 万円に引き上げております。これは国税の軽減対象となる所得基準額を引き上げ、軽減対象世帯の拡大を図るものでございます。ちなみに、第 2 号部分は保険税の 5 割軽減の基準でございます。また、第 3 号部分は 2 割軽減の基準でございます。

最後に附則といたしまして、施行期日、1、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。適用区分で 2、この条例による改正後の多良木町国民健康保険税条例の規定は平成 31 年度以降分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、9 番久保田武治さん。

○9 番（久保田 武治君） 今、説明、課長の方からありましたんですが、結局、課税の引き上げそれから減額っていうのか、同時にこれ提案されてるわけですが、今回その引き上げに係るいわゆる被保険者数、これは、何名何戸あるのか。

それと逆にこの減額の恩恵を受ける、そういう対象者は何名あるのか、その点について伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） お答えいたします。まず、課税限度額が引き上げられておりますが、現在 31 年度、すいません令和元年度になりましたが、まだ所得が出ておりませんので、昨年度ベースでお答えしたいと思います。

まず引き上げ、限度額対象者でございますが、基礎部分について、ちょっとわかりにくくなるもんで基礎部分で限度額に達しておられる方が 56 世帯でございます。

また今回の引き下げに係る部分もございまして、1 人世帯でいうと、5 割軽減が 1 万円。また 2 割軽減がすいません、逆ですね。5 割軽減、5 割軽減が 1 万円の変更、2 割軽減が 5,000

円の変更と基準額の変更でございますが、それに該当する方が何人いるかというのはちょっと、もちろん本年度ベースではわかりませんが、来年、本年度ベースにつきましても、所得がまだ不明でございますし、昨年度の実績で申し上げます、統計が非常に難しゅうございます。というのが1人世帯2人世帯3人世帯というふうな区分がございますがそれぞれの方がおられます。それぞれの形態がありますので、その倍数倍数となっていくしますので、ちょっとその何人該当するかなというのはちょっと、事務局の方では把握しておりません。

申しわけございません。

○議長（高橋裕子さん） 9番久保田武治さん。

○9番（久保田 武治君） 確定してからまたご答弁いただければと思いますので、それで結構です。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これで報告第2号、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告を終わります。

追加日程第13 「報告第3号」 多良木町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第13、報告第3号、多良木町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、報告第3号、専決処分書の報告について、地方自治法第180条第1項及び、専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分書の写しでございます。

専決処分第5号、1、専決処分した事件、多良木町介護保険条例の一部を改正する条例、2、専決処分の理由、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、多良木町介護保険条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第7号の規定により専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。改正条例の改め文を付けております。

今回の改正につきましては、本年10月実施予定の消費税10%への引き上げに合わせまして、さらなる公費投入が予定されておるところでございます。

本年度から来年度の介護保険料につきましては、段階で申し上げますと全部で9段階ございますが、所得段階で第1段階から第3段階の方の保険料軽減を強化するものでございます。1から3まででございます。

ちなみに割合で申し上げますと、保険料基準額に対する割合を第1段階は0.45を0.3に、第2段階は0.75を0.5に、第3段階が0.75を0.7にするものでございます。具体的には次の新旧対照表の方で説明させていただきます。

多良木町介護保険条例の一部を改正する条例、新旧対照表でございます。

まず保険料率ということでございますが、第2条第2項でございますが、これは所得段階の第1段階の区分をうたっております。内容につきましては、平成31年度から平成32年度につきまして年額3万5,640円の保険料を2万9,700円とするものでございます。差し引きますと、5,940円の減額というふうなことでございます。

次に第3項でございますが、これは第2段階の区分をうたっております。同じく平成31年度から32年度につきまして年額5万9,400円の保険料を4万9,500円とするものでございます。計算しますと、9,900円の減額ということになります。

次に、第4項でございますが、第3段階の区分をうたっております。同じく平成31年度から平成32年度につきましては、年額5万9,400円の保険料を5万7,420円とするものでございます。差し引きの1,980円の減額というふうなことになります。

内容につきましては以上でございます。あと、附則といたしまして、施行期日が第1条、この条例は平成31年4月1日から施行する。また経過措置といたしまして、第2条、改正後の多良木町介護保険条例第2条の規定は平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるということでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番久保田武治さん。

○9番（久保田 武治君） ただいま、課長の方から説明いただきましたが、消費税の引き上げそのものについてはですね、国民の半数以上が反対という意味も示してる中で10%がですねどうなるかっていう問題はありますが、それはさておき、今説明がありました第1段階第2段階第3段階のこの減額にですね、いわゆる該当する対象者数、それについておわかりであればお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、お答えいたします。

まだ31年度が出ておりませんので、平成30年度ベースのお答えになりますけど、まず第1段階の方が668名、第2段階が447名、第3段階が300名ということで、合計1,415名でございます。

約全体の35%程度の方が減額になるというふうなことでございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番久保田武治さん。

○9番（久保田 武治君） 消費税増税の前提にしているということですが、もし消費税の増税がなされない場合どうなるかっていうふうに課長に聞かれてもちょっと困るかもしれませんが、その点どうなんでしょう。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） 国のことでございますので、私の方ではちょっと不可能でございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これで報告第3号、多良木町介護保険条例の一部を改正する条例の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

（午後2時54分休憩）

（午後3時2分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開会いたします。暑い方は上着のみを脱がれてください。

追加日程第14 「報告第4号」 平成30年度多良木町一般会計補正予算（第7号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第14、報告第4号、平成30年度多良木町一般会計補正

予算(第7号)を議題といたします。

報告を求めます。前田総務課長。

○総務課長(前田和博君) 報告第4号、専決処分の報告について説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分書の写しを付けております。

専決処分第6号、1、専決処分した事件、平成30年度多良木町一般会計補正予算(第7号)、2、専決処分の理由、年度末になって、歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第180条第1項並びに町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号及び第4号の規定により専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。一般会計補正予算書の7号を付けております。

平成30年度多良木町の一般会計補正予算(第7号)は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ498万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,692万9,000円とするものでございます。

地方債の補正としまして、第2条、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

6ページをお願いいたします。6ページの方に地方債の補正をつけております。起債の目的が災害復旧事業債ということで、補正前の限度額が3,800万円、補正後の限度額が3,730万円、70万円の減額ということで補正をしております。これは林業用施設の現年発生補助災害復旧事業分でございます。実績見込みによります減ということで補正をしたものでございます。

9ページをお願いいたします。歳入歳出予算の事項別明細書により、主なものをご説明申し上げます。年度末の交付決定等によりまして、国県支出金、地方債などの特定財源、また、地方譲与税等の一般財源の調整、また、歳出では、事業実績に伴います補正及び、それに伴う財源調整等を行う必要があるために予算の専決処分を行ったものでございます。

9ページの上段、款の2、地方譲与税から下段款の7、自動車取得税交付金までの一般財源につきましては、交付実績をもとに予算の調整をしたものでございます。

10ページをお願いいたします。款の9、地方交付税、目の1、地方交付税ですけども、交付実績を元に調整財源としまして1億841万4,000円を増額補正しております。款の10、交通安全対策特別交付金、目の1、交通安全対策特別交付金につきましても、交付実績に基づき、減額の補正をしたものでございます。款の14、県支出金、項の2、県補助金、目の1、総務費県補助金、節の4、球磨川水系防災減災ソフト対策等県補助金ですけども、事業実績に伴います106万円の減額でございます。当初、黒肥地7区のエリアトーク整備を予定しておりましたが、平成31年度からのデジタル防災無線整備によりましてエリアトーク、つまり個別放送が可能になりますことから、この分を減額したことが主な理由となっております。

11ページをお願いします。款の14、県支出金、項の3、委託金、目の1、総務費委託金、節の3、選挙費委託金ですけども、熊本県議会議員選挙費の実績に伴う減額をしております。款の16、寄附金、項の1、寄附金、目の2、指定寄附金、節の1、指定寄附金でございますけども、多良木町ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税分でございます。327万6,000円の減額をしております。ふるさと納税分の補正前の予算は、3,200万円でしたが、減額補正によりまして、2,872万4,000円の収入実績となる予定でございます。款の17、繰入金、項の1、基金繰入金、目の1、基金繰入金、節の1、多良木町減債基金繰入金ですけども、地方交付税の交付実績に伴いまして、先ほど出てまいりました普通交付税の方を1億841万4,000円の増額で財源調整をすることによりまして、減債基金につきましては、補正前の6億

9,519万2,000円取り崩す予定としていたもののうちの1億869万4,000円を取り崩さないものとするものでございます。

したがいまして、減債基金の取り崩し額の合計を5億8,649万8,000円とするものでございます。款の20、町債、項の1、町債、目の8、災害復旧債、節の2、林業用施設災害復旧事業債につきましては、起債の補正のところでも出てきましたが、現年発生補助災害復旧事業債の実績見込みによる70万円の減でございます。

12 ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出につきまして、事務事業の実績によります予算の補正を行い、財源の調整等を行っております。款の2、総務費、項の1、総務管理費、目の14、基金費、節の25、基金費でございますが、減債基金につきましては、財産運用収入の利息増額分9,000円を積み立てをしております。ふるさと森づくり納税寄附基金積み立てにつきましては、歳入の方で出てまいりました指定寄附金の減額分327万6,000円を減額補正しております。款の3、民生費、項の1、社会福祉費、目の3、国民健康保険費、節の28、繰出金でございますが、出産数の減に伴います国保特別会計への繰出金29万円の減額でございます。出産見込み数は7件ということでございました。繰出金の割合は3分の2となっております。目の9、後期高齢者医療費、節の28、繰出金でございますが、後期高齢者医療特別会計の事務費分の決算見込みに合わせた繰出金の調整でございます。127万1,000円の減額です。

13 ページをお願いいたします。款の3、民生費、項の2、児童福祉費、目の1、児童福祉総務費から款の12、公債費、項の1、公債費、目の2、利子までの項目につきましては、補正額につきましては0円でございますが、歳入予算の補正に伴います財源の調整、それから組み替えを行っております。

14 ページにつきましては、地方債に関する調書を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで、報告第4号、平成30年度多良木町一般会計補正予算(第7号)の報告を終わります。

追加日程第15 「報告第5号」 平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第15、報告第5号、平成30年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)を議題といたします。

報告を求めます。東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、報告第5号、専決処分報告について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚開けていただきまして、専決処分書の写しでございます。

専決処分第7号、1、専決処分した事件、平成30年度多良木町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)、2、専決処分の理由、年度末になって、歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第4号の規定により、専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分第7号、平成30年度多良木町の国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 269 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 7,170 万 1,000 円とするものでございます。

今回の専決処分につきましては、県補助金の決定が主な補正要因でございます。詳細につきましては、事項別明細書の方で説明させていただきます。

6 ページのほうをお願いいたします。まず歳入でございます。款の 1、国民健康保険税、目の 1、一般被保険者国民健康保険税、節で 4 の医療給付費分滞納繰越分が 13 万 4,000 円の減額でございます。これにつきましては、決算見込みによる減額補正ということでございます。次の款の 3、県支出金、項の 1、県補助金、目の 1、保険給付費等交付金ということで、まず節の 1 の普通交付金が 873 万 4,000 円の減でございます。これは県からの交付金の確定通知によるものでございます。次の節の 2 の特別交付金でございますが、646 万 4,000 円の減でございます。これにつきましても、県からの交付決定通知によるものでございます。続きまして、款の 4、財産収入、項の 1、財産運用収入、目の 1、利子及び配当金でございますが、マイナスの 2,000 円ということでございますが、これは多良木町国民健康保険給付基金から発生した利子額合計が 3 万 7,564 円となりますが、その額に合わせるものでございます。続きまして、款の 5、繰入金、項の 1、他会計繰入金、目の 1、一般会計繰入金でございますが、節で 4 の出産育児一時金等繰入金ということで、29 万 1,000 円の減額補正でございます。これにつきましては先ほど一般会計の方でも説明ございましたが、出産育児一時金の支給額の 3 分の 2 を繰り入れるものでございます。支給の実績といたしましては総額で 7 件の 292 万 4,000 円ということでございました。続きまして、歳出の方でございます。

次の 7 ページでございます。まず、款の 2、保険給付費、項の 1、療養諸費、目の 1、一般被保険者療養給付費ということで、225 万 9,000 円の減額でございます。これにつきましては、予算調整のため、不要部分を減額補正するものでございます。次の項の 4、出産育児諸費、目の 1 出産育児一時金でございますが、43 万 6,000 円の減額でございます。これにつきましては、先ほど歳入の方でもございましたが、支給実績の 7 件、292 万 4,000 円に合わせるものでございます。次に最後の款の 7、基金積立金、項の 1、基金積立金、目の 1 国民健康保険給付基金積立金ということで、マイナスの 2,000 円でございます。これにつきましては多良木町国民健康保険給付基金積立金の歳入の基金から発生した利子相当額を積み立てるものでございます。ちなみに積立後の基金残高は 7,520 万 6,978 円。約 7,520 万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第 5 号、平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）の報告を終わります。

追加日程第 16 「報告第 6 号」 平成 30 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第 16、報告第 6 号、平成 30 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

報告を求めます。東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、報告第 6 号、専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分

したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

1 枚開けていただきまして、専決処分書の写しでございます。

専決処分第 8 号、1、専決処分した事件、平成 30 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)、2、専決処分の理由、年度末になって歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 4 号の規定により専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分第 8 号ということで平成 30 年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 307 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,128 万 6,000 円とするものでございます。

今回の専決処分につきましては、保険料収入見込み額の変更及びそれに伴う広域連合への負担金の変更、また、健康審査事業終了に伴う費用調整が主な補正要因でございます。詳細につきましては事項別明細の方で説明させていただきます。

5 ページのほうをお願いいたします。まず歳入でございます。款の 1、後期高齢者医療保険料ということで、目の 1、特別徴収保険料が減額の 4 万 4,000 円、目の 2 の普通徴収保険料が 45 万 8,000 円の減額というふうなことでございますが、これにつきましては、特別徴収分、普通徴収分ともに決算見込みによるところの補正でございます。続きまして次の款の 2、使用料及び手数料、目の 1、督促手数料でございますが、減額の 8,000 円でございます。これにつきましては、決算見込みによるものでございます。次の款の 3、繰入金でございます。項の 1、一般会計繰入金、目の 1、事務費繰入金でございますが、127 万 2,000 円の減額でございます。これにつきましては、事務費の支出実績に合わせまして、必要な事務費繰入金に変更したものでございます。続きまして、款の 5、諸収入、項の 2、償還金及び還付加算金、目の 1 で保険料還付金ということで 4 万 3,000 円の減額、また目の 2 で還付加算金ということで 8,000 円の減額でございます。これにつきましては、広域連合から収入いたします、還付金等の決算見込みによるものでございます。次に、次の 1 番下の項の 4、受託事業収入ということで、目の 1、後期高齢者医療連合受託事業収入でございますが、124 万 3,000 円の減ということでございます。これにつきましては広域連合から収入する検診受託事業の決算見込みによるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。まず、款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費でございます。節の区分でいきますと、職員手当等、また旅費、事業費、役務費、使用料及び賃借料の減でございますが、これにつきましては、いずれにつきましても決算見込みによる不用額の減額補正でございます。続きまして次の款の 1 の総務費、項の 2 の徴収費、目の 1 の徴収費でございますが、計の 8 万円の減額補正でございます。節でいきますと、需用費、役務費の減額でございますが、同じく上と同じく決算見込みによる不用額の減額補正でございます。続きまして款の 2 の後期高齢者医療広域連合納付金、目の 1、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、53 万 8,000 円の減額でございます。説明のところでは熊本県後期高齢者医療広域連合被保険者保険料負担金ということで、内容につきましては、県広域連合に納付する保険料負担金見込み額の変更に伴う減額補正ということでございます。次の款の 3、保健事業費、項の 1、健康保持増進事業費、目の 1、健康診査費でございますが、184 万円の減でございます。減額補正でございます。節でいきますと、需用費、役務費、委託料でございますが、いずれも決算見込みによる不用額の減額補正でございます。

次のページに参りまして款の 4、諸支出金、項の 1、償還金及び還付加算金ということで、目の 1、保険料還付金が 3 万 4,000 円の減額、目の 2、還付加算金が 7,000 円の減額というこ

とで、同じく決算見込みによる不用額の減額補正でございます。最後に、款の5、予備費でございます。50万円の減額でございます。これも同じく決算見込みによる減額でございます。

最後に、次の8ページで給与費明細書を付けておりますが、超過勤務手当を減額しておりますので、添付させていただきました。

以上で説明終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第6号、平成30年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の報告を終わります。

追加日程第17 「議案第1号」 多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第17、議案第1号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

説明を求めます。平川税務課長。

○税務課長（平川 博君） 議案第1号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第7号の規定により、平成31年4月1日施行分については、専決処分し本日報告第1号で報告をしたところでございますが、今回の法改正につきましては、令和元年6月1日施行分がございまして、6月の定例会議前に議決の必要がありましたので、平成31年4月1日施行分以外の税条例改正について、今回上程をするものでございます。

改め文を付けておりますけれども、その中から今回の主な改正点につきましてご説明申し上げます。

まず、都道府県、市町村または特別区に対する給付金税額控除につきまして総務大臣が定める基準に適合するものに限定する要件を定める改正、年末調整の適用を受けた者を有する納税義務者が個人の町民税申告書を提出するときは一定の完備な記載によることとする改正、子どもの貧困に対する措置として、単身児童扶養者を非課税措置の対象に加える改正、軽自動車につきましては、電気自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車のうち、特定期間取得した環境性能割を非課税及び税率を軽減することとする改正、環境性能割の税率を国土交通大臣の認定に基づき、県知事が判断すること等の改正でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

まず1ページをご覧ください。1ページからが第1条による改正でございます。第34条の7につきましては、寄附金税額控除を規定した法第314条の7の改正により、寄附金を特定控除対象寄附金と改正し、第2項で特例控除対象寄附金を規定した第2項から第10項を追加したことにより、法第314条の7第2項を法第314条の7第11項と改正するものでございます。今回の改正は都道府県市町村または特別区に対する寄附金を総務大臣が定める基準に適合するものに限定する要件を定めたことによる改正でございます。

同じく1ページ、附則第7条の4につきましては、2ページ第1行目で、第2項が第11項に繰り下がったことによる規定の整備でございます。以下2ページ中段の附則第9条から4ページ附則第9条の2につきましては、同じく法314条の7、改正に伴う規定の整備字句改正を

行うものでございます。

次に、5 ページの第 2 条による改正をご覧ください。5 ページ第 2 条による改正につきましては、町民税の申告について規定した第 36 条の 2 に、第 6 項の次に第 7 項を追加し、年末調整の適用を受けた者を有する納税義務者が個人の町民税申告書を提出するときは、一定の完備な記載によることとする規定の整備を行うものでございます。

5 ページ中段から 8 ページの 1 行目までの改正につきましては、子どもの貧困に対する措置として、単身児童扶養者を非課税措置の対象に加える改正に伴うものでございまして、第 36 条の 3 の 2 につきましては、6 ページ 1 行目で、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に記載する事項として、単身児童扶養者を第 3 号として追加するものでございます。第 36 条の 3 の 3 につきましては、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に単身児童扶養者を追加するため、規定の整備字句改正を行うものでございます。

8 ページをご覧ください。8 ページ、第 36 条の 4 につきましては、町民税に係る不申告に関する過料について先ほどご説明申し上げました 5 ページ第 36 条の 2 第 7 項を追加しましたことにより、3 称項繰り下げ規定の整備字句改正を行うものでございます。8 ページ中段の附則第 15 条の 2 につきましては、法第 451 条第 1 項第 1 号で規定する軽自動車税を令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間の特定期間に取得した場合、軽自動車税の環境性能割を非課税とする条の追加を行うものでございます。

9 ページの附則第 15 条の 2 の 2 につきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についての改正でございまして、改正前の附則第 15 条の 2 が軽自動車税の環境性能割の非課税の規定と改正されたため、附則第 15 条の 2 の 2 とするとともに、第 1 項の次に第 2 項から第 4 項を追加する改正でございます。第 2 項につきましては、当分の間、法第 451 条で定めた環境性能割の税率を国土交通大臣の認定に基づき、県知事が当該判断することを規定したものでございます。第 3 項につきましては、当分の間納付すべき環境性能割の額について、不足額が生じた原因が誤りその他不正の手段により国土交通大臣の認定を受けたことを理由として、国土交通大臣が当該認定を取り消したことであるときは、当該認定の申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして環境性能割に関する規定を適用することを規定したものでございます。

10 ページの第 4 項につきましては、第 3 項の規定の適用がある場合、不足額に 10%加算を行うことを規定するものでございます。附則第 15 条の 6 につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率の特例を定めたものでございまして、100 分の 2 と規定された軽自動車の税率を特定期間に限り 100 分の 1 とする規定を追加するものでございます。

10 ページ最下位行から附則第 16 条第 1 項につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例についての改正でございまして、法附則第 30 条の改正に伴う規定の整備字句改正を行うものでございます。

11 ページの同条第 2 項から 13 ページの第 4 項までにつきましては、それぞれ法附則第 30 条の 2 項から第 4 項で規定する当該軽自動車について、特定期間に限り、項ごとに令和 2 年度と令和 3 年度に適用する税率の特例を規定したものでございます。

13 ページから 14 ページ、附則第 16 条の 2 につきましては、9 ページ附則第 15 条の 2 の 2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例でご説明いたしました改正を種類別の賦課徴収の特例についても適用するため、条の整理を行い、規定の整備を行うものでございます。

続きまして 15 ページをご覧ください。15 ページからは第 3 条による改正でございまして、第 24 条、個人の町民税の非課税の範囲に第 1 項第 2 号で、単身児童扶養者を追加するもので、子どもの貧困に対する措置として、単身児童扶養者を非課税措置の対象に加える改正によるものでございます。附則第 16 条につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例に第 5 項を追加し、第 1 項で規定の整備字句の改正を行うものでございます。

追加した 16 ページ第 5 項につきましては、電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車のうち、自家用の 3 輪以上の軽自動車であって、乗用の物が特定機関に初回車両番号指定を受けた場合は、それぞれ特定機関により令和 4 年度及び令和 5 年度の軽自動車の種別割に限り税率のおおむね 100 分の 75 を軽減する改正でございます。附則第 16 条の 2 につきましては、附則第 16 条に項を追加したことによる規定の整備でございます。

17 ページをご覧ください。17 ページからの附則につきましては、第 1 条で施行期日を令和元年 6 月 1 日とし、第 2 条改正及び第 3 条改正分については、それぞれ 1 号から 4 号の各号に定める日から施行することを定めたものでございます。

第 2 条から最終ページの第 6 条につきましては、今回改正した町民税及び軽自動車税の経過措置を定めたものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

追加日程第 18 「同意第 1 号」 監査委員の選任について

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第 18、同意第 1 号、監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第 117 号の規定によって、4 番坂口幸法さんの退場を求めます。

提出者の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 同意第 1 号、監査委員の選任について。

多良木町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。令和元年 5 月 13 日提出、多良木町長吉瀬浩一郎。

記、住所、熊本県球磨郡多良木町大字多良木 2769 番地、氏名、坂口幸法さん、生年月日、昭和 36 年 1 月 2 日。

提案理由につきましては、林田俊策監査委員が平成 31 年 4 月 30 日をもって任期満了となったためでございます。

ご本人の略歴につきましては、別に添付いたしておりますので、略歴書をご覧くださいませようよろしくお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
これから、同意第1号、監査委員の選任についてを採決します。
お諮りします。
この採決は多良木町議会運営の申し合わせにより、無記名投票によって行いたいと思いま
すが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、この採決は無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。
（議場閉鎖）
- 議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き10名です。次に、立会人を指名し
ます。多良木町議会会議規則第31条第2項の規定によって立会人に、5番村山昇さん、10番
宇佐信行さんを指名いたします。
念のため申し上げます。
本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。
なお、白票及び他事記載のある投票については無効といたします。
それでは、投票用紙を配ります。
（投票用紙配付）
- 議長（高橋裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋裕子さん） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。
- 議長（高橋裕子さん） 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投
票をお願いいたします。
ただいまから点呼を命じます。事務局長。
- 議会事務局長（仲川広人君） それでは点呼いたします。
2番中村議員、3番林田議員、5番村山議員、6番魚住議員、7番源嶋議員、8番豊永議員、
9番久保田議員、10番宇佐議員、11番猪原議員、12番落合議員。
- 議長（高橋裕子さん） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋裕子さん） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
それでは、開票を行います。5番村山昇さん、10番宇佐信行さん開票の立ち会いをお願い
いたします。
- 議長（高橋裕子さん） 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。
投票総数10票、有効投票6票、無効投票4票です。
有効投票のうち賛成6票、反対0票です。
以上のおり賛成が多数です。
したがって、同意第1号、監査委員の選任については同意することに決定いたしました。
議場の出入り口を開きます。
（議場開鎖）
- 議長（高橋裕子さん） 4番坂口幸法さんの入場を許可します。

追加日程第 19 「多良木町議会議員の派遣について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、追加日程第 19、多良木町議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第 128 条の規定によって、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取り扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取り扱いは議長に一任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日からの次の会議を開くまで休会したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、あすから次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長（高橋裕子さん） 令和元年度第 1 回多良木町町議会（5 月会議）を閉じます。

疲れ様でした。

（午後 3 時 55 分散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員